

介護予防・日常生活支援総合事業 訪問介護相当サービス
重要事項説明書

〔令和 6年11月 1日現在〕

あなた（以下「契約者」という。）に対するサービスの提供開始にあたり、ずいしょう指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 ずいしょう指定訪問介護事業所の概要

(1) 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 瑞祥会
事業者の所在地	香川県東かがわ市湊1183番地5
法人種別	社会福祉法人
代表者名	樫村恵子
電話番号	0879-25-0674

(2) 事業所

事業所の名称	ずいしょう指定訪問介護事業所
サービスの種類	第1号訪問事業 訪問介護相当サービス
事業所の所在地	香川県東かがわ市湊1183番地5
管理者の氏名	樫村恵子
電話番号	0879-25-0674
FAX番号	0879-25-9638
指定年月日及び指定番号	平成12年3月17日 3771100454

(3) 同施設の職員体制

職 種	人員 基準	区 分			資 格
		常勤	非常勤	計	
管理者（兼務）	1名	1名	0名	1名	社会福祉士・介護支援専門員
サービス提供責任者 （訪問介護員と兼務）	1.8名	1名	1名	2名	介護福祉士 2名
訪問介護員	0.7名	0名	3名	3名	介護福祉士 1名 ホームヘルパー2級 2名

(4) 事業の目的

事業の目的	要支援状態又は事業対象者である契約者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、訪問介護相当サービスを提供することを目的とします。
-------	---

2 提供するサービス内容

- ①入浴、排泄、食事等の介護

- ②調理、洗濯、掃除等の家事
- ③生活等に関する相談及び助言
- ④その他契約者に必要な日常生活上の世話

3 営業時間

営業日	月曜日から日曜日の毎日（元旦は休み）
営業時間	午前8時～午後5時45分 （ニーズがあれば午前7時からの利用と午後10時までの利用についてはご相談に応じます）

4 管理者及びサービス提供責任者

事業所の管理者及びサービス提供責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者	檜村恵子
サービス提供責任者	山下長美 鎌田秀子

5 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、契約者からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料 (1月あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型独自 サービスⅠ (1月につき)	週1回程度のサービスが必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	11,760円	1,176円	2,352円	3,528円
訪問型独自 サービスⅡ (1月につき)	週2回程度のサービスが必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	23,490円	2,349円	4,698円	7,047円
訪問型独自 サービスⅢ (1月につき)	週2回を超える程度のサービスが必要とされた場合 (事業対象者・要支援2)	37,270円	3,727円	7,454円	11,181円

※月ごとの定額制となっている為、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。

- ①月の途中から利用を開始、又は月の途中で終了した場合
- ②途中で要介護から要支援に変更となった場合
- ③途中で要支援から要介護に変更となった場合
- ④同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

※月途中で要支援度が変わった場合には、日割り計算によりそれぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

※初回加算要件により初回利用月は200円が加算されます。

※中山間地域等（五名）に訪問介護を行った場合、1回につき所定単位数に5%が加算されます。

※基本サービス費に各種加算を加えた月額報酬額に加算率24.5%乗じた額を介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）としてご負担して頂きます。

※虐待防止のための措置を講じられていない場合には、高齢者虐待防止措置未実施減算として週1回程度利用の場合12円/日、週2回程度利用の場合23円/日、週2回を超える利用の場合37円/日を減算します。

※指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載する割合（1割又は2割又は3割）とする。

(2) 交通費

東かがわ市にお住まいの方は無料です。

※東かがわ市以外の方の交通費は実費とします。

なお、自動車を使用した場合の交通費は下記の要領で算定させていただきます。

東かがわ市を越える地点から10kmごとに100円(通常は往復の距離数で算定する)

(3) 支払い方法

1ヶ月ごとに計算し、翌月15日までにご請求しますので、以下の方法でお支払い下さい。

ア. 現金支払 (翌月末まで)

イ. 自動引き落とし (引き落とし手数料110円は自己負担)

6 サービス利用手続き

利用の申し込みを行うときは、次の書類を提出してください。

①健康診断書(1年間有効) 又はかかりつけ医の意見書

7 サービス内容に関する相談・苦情

当事業所ご利用相談室	苦情解決責任者 檜村恵子 窓口担当者 山下長美 ご利用時間 午前8時～午後5時30分 ご利用方法 電話・面接・苦情箱(玄関に設置) TEL 0879-25-0674 Fax 0879-25-9638
公的機関窓口	東かがわ市役所 長寿保健課 TEL 0879-26-1360 Fax 0879-26-1361 香川県国民健康保険団体連合会 TEL 087-822-7453 Fax 087-822-7455

契約者及びその家族から苦情を受けた場合、苦情受付担当者は苦情解決責任者と相談し、苦情解決に努めます。苦情の内容・結果は報告書に記録し15日以内に本人家族に対して報告します。苦情解決後も同じような苦情が発生しないよう再発防止に努めます。

8 緊急時及び事故発生時の対応方法

契約者の病状に急変、事故発生、その他緊急の事態が生じた場合の対応方法については次のとおりとします。

<サービス提供時の対応>

①速やかに利用者に必要な措置を行うとともに、家族及び主治医、担当介護支援専門員等への連絡を行います。

②発生した事故の原因を解明し、事故の状況及び事故に際してとった処置等を報告書に記録し、今後同様な事故が発生しないよう再発防止に努めます。

③事業所に過失が認められる場合については速やかに損害賠償を行います。

④当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入します。

<サービス提供時以外の対応>

①利用者本人及びその家族から要請を受けた際は、速やかにサービス提供責任者へ連絡を行います。

②サービス提供責任者は、担当介護支援専門員と連携し、必要な措置を講じます。

③サービス提供責任者は、措置内容及び時間等の記録を行い、担当介護支援専門員へ連絡を行います。

緊急時連絡窓口	窓口担当者 山下長美 鎌田秀子
---------	-----------------

	ご利用時間 午前7時～午後10時 Tel 0879-25-0674 Fax 0879-25-9638
公的機関窓口	東かがわ市役所 長寿保健課 Tel 0879-26-1360 Fax 0879-26-1361 大川広域消防署 Tel 0879-24-2119 香川県立白鳥病院 Tel 0879-25-4154

9 サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ①医療行為及び医療補助行為
 - ②各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

10 秘密保持

事業者及びその従業者は、サービス提供上知り得た契約者及びその家族に関する秘密を第三者に正当な理由なく漏らしません。またこの契約終了後も同様とします。

- ①契約者の医療上、緊急性の必要がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- ②契約者が適切な介護サービスが受けることができるように他の居宅介護事業所等への連携を図る場合には、契約者に関する情報を提供できるものとします。

11 身元引受人

契約者は、契約時に契約者の利用料等滞納等があった場合に備えて、債務の保証人として身元引受人を定めて頂きます。

12 連帯保証人

連帯保証人となる方については、本契約から生じる契約者の債務について、極度額 100万円の範囲内で連帯してご負担頂きます。その額は、契約者又は連帯保証人が亡くなった時に確定し、生じた債務についてご負担して頂く場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合には、事業所は連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、契約者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

13 個人情報の取り扱い

(1) 利用目的

事業所では、契約者から提供された契約者及びご家族に関する個人情報を、下記の目的以外に使用致しません。

- ①契約者に提供する介護サービス等
- ②介護保険事務
- ③契約者のために行う管理運営業務（利用等の管理、会計、事故報告、介護・医療サービスの向上等）
- ④事業所のために行う管理運営業務（介護サービスや業務の維持、改善の基礎資料の作成、

事業所等において行われる学生等の実習への協力、職員の教育のために行う事例研修等)

(2) 第三者への提供

事業所では、下記の利用目的のために契約者及びご家族の個人情報を第三者に提供することがあります。

- ①介護保険事務などの事業所業務の一部を外部事業者へ業務委託を行う場合
- ②他の介護事業者等との連携（サービス担当者介護等）及び連絡調整が必要な場合
- ③契約者の受診等にあたり、外部の医師の意見・助言を求めため会議記録やケアプラン等を提供する場合
- ④ご家族への心身状態や生活状況の説明
- ⑤研修等の実習生やボランティアの受け入れにおいて必要な場合
- ⑥保険事務の委託（一部委託含む）
- ⑦損害賠償保険などの請求に係る保険会社等への相談又は届出等
- ⑧保険者等、行政機関や他の関係機関からの照会への回答
- ⑨外部監査機関、評価機関等への情報提供
- ⑩介護保険審査支払機関へのレセプト請求及び介護保険審査支払機関からの照会への回答

(3) 契約者に関するお問い合わせへの対応

事業所では、契約者に関する来園やお電話でのお問い合わせに対し、慎重に対応させて頂いており、契約者のプライバシーに関わる個人情報につきましては（2）の場合を除き、外部に対し情報提供を致しませんが、契約者が事業所を利用されているかどうかについてはのみ、お問い合わせに対して情報提供をさせていただきます。お問い合わせに対して回答してほしくない方のご指定や、情報提供範囲についてのご希望がある場合は遠慮なくお申し出下さい。

1.4 虐待の防止について

事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 榎村恵子
窓口担当者	サービス提供責任者 山下長美

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

1.5 当法人の概要

名称 社会福祉法人瑞祥会
代表者役職・氏名 理事長 榎村恵子
所在地 香川県東かがわ市湊1 1 8 3 番地5

- 定款に定めた事業
- ①特別養護老人ホーム湊荘の経営
 - ②特別養護老人ホーム引田荘の経営
 - ③軽費老人ホーム（ケアハウス）サンリッチ屋島の経営
 - ④軽費老人ホーム（ケアハウス）サンパール白鳥の経営
 - ⑤障害者支援施設サン未来の経営
 - ⑥サンパール白鳥デイサービスセンターの経営
 - ⑦引田荘デイサービスセンターの経営
 - ⑧老人短期入所事業（湊荘）の経営
 - ⑨老人短期入所事業（引田荘）の経営

- ⑩湊荘老人介護支援センターの経営
- ⑪引田荘老人介護支援センターの経営
- ⑫介護老人保健施設リリック・ケアセンターの経営
- ⑬認知症対応型老人共同生活援助事業（グループホームあじさい）の経営
- ⑭老人居宅介護等事業（ずいしょう指定訪問介護事業所）の経営
- ⑮障害福祉サービス事業（短期入所 サン未来）の経営
- ⑯障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護 ずいしょう指定訪問介護事業所）の経営
- ⑰真珠の湯デイサービスセンターの経営
- ⑱認知症対応型老人共同生活援助事業（グループホーム真珠の湯）の経営
- ⑲小規模多機能型居宅介護事業（駅前やすらぎ処）の経営
- ⑳老人短期入所事業（サンリッチ屋島）の経営
- ㉑老人短期入所事業（ショートステイすずかけの径）の経営
- ㉒老人デイサービス事業（デイサービスすずかけの径）の経営
- ㉓老人居宅介護等事業（訪問介護すずかけの径）の経営
- ㉔障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護 訪問介護すずかけの径）の経営
- ㉕湊荘デイサービスセンターの経営
- ㉖居宅介護支援事業（リリック・ケアセンター指定居宅介護支援事業所）
- ㉗サービス付高齢者向け住宅事業（サービス付高齢者向け住宅すずかけの径）に経営
- ㉘居宅介護支援事業（居宅介護支援すずかけの径）の経営
- ㉙特定施設入居者生活介護事業（特定施設すずかけの径）の経営
- ⑳不動産賃貸業
- ㉑特定施設入居者生活介護事業（特定施設ライムライト）の経営
- ㉒老人短期入所事業（ライムライト）の経営
- ㉓老人デイサービス事業（通所介護ライムライト）の経営
- ㉔居宅介護支援事業（居宅介護支援ライムライト）の経営
- ㉕太陽光発電事業の経営
- ㉖特定施設入居者生活介護事業（特定施設花らんまん）の経営
- ㉗老人デイサービス事業（通所介護花らんまん）の経営

介護保険対応の事業所数

- ①介護老人福祉施設 2ヶ所
- ②介護老人保健施設 1ヶ所
- ③居宅介護支援事業 4ヶ所
- ④訪問介護事業 2ヶ所
- ⑤通所介護事業 7ヶ所
- ⑥通所リハビリテーション事業 1ヶ所
- ⑦短期入所生活介護事業 5ヶ所
- ⑧短期入所療養介護事業 1ヶ所
- ⑨認知症対応型共同生活介護事業 2ヶ所
- ⑩障害者支援施設 1ヶ所
- ⑪身体障害者短期入所事業 1ヶ所
- ⑫特定施設入居者生活介護事業 5ヶ所
- ⑬小規模多機能型居宅介護事業 1ヶ所

同意書

令和 年 月 日

訪問介護サービスの提供の開始に際し、重要事項の説明を行い文章の交付を行いました。なお、加算については加算条件を満たした場合の算定となること、ご利用中に加算の内容が変更になる場合があることを説明しました。

社会福祉法人瑞祥会
ずいしょう指定訪問介護事業所

説明者職名 サービス提供責任者

氏 名 印

私は、事業者から重要事項の説明を受け、訪問介護サービスの提供開始に同意し、交付文書を受領しました。なお、加算については加算条件を満たした場合の算定になること、利用中に加算の内容が変更となることに同意しました。

契約者 住所
氏名 印

代理人 住所
氏名 印

契約者との関係

緊急連絡先	住所 氏名 続柄 電話 () -
	住所 氏名 続柄 電話 () -
主治医	医療機関名 担当医 電話 () -